

意見書等

(意見書)

議員提出議案第14号

国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書(可決)

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中で、森林の役割に対する期待や要請は、環境資源としても高まっているところである。しかし一方では、林業を取り巻く厳しい情勢の中で森林経営は脆弱化し、その担い手である山村が崩壊の危機に直面している。

このような中で森林整備を推進していくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策の推進はもとより、民間による整備が困難な水源林等公益森林の整備に対する公的機関の役割強化が必要である。また、山村については、昨今、過疎化・高齢化が進み、その活力が低下する中で、林業生産活動を通じてその再生を図ることが地域政策上重要となっている。

このような時期に、国有林野事業は、いわゆる「行政改革推進法(平成18年6月)」に基づき業務・組織の見直しが予定されている。また、旧(独)緑資源機構は「独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月)」に基づき平成19年度末で解散し、水源林造成事業等は(独)森林総合研究所に継承させる等の措置が講じられたところである。

今後の林政の展開に当たっては、二酸化炭素森林吸収源対策の推進はもとより、特に国有林野事業において安全で安心できる国民の暮らしを守るために、重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備、さらには、地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化に十分寄与できるよう下記事項の実現を強く要請する。

記

- 1 二酸化炭素森林吸収源対策を着実に推進するための税制法上の措置を含めた安定的な財源の確保をするとともに、林業・木材産業の振興施策の推進と森林所有者の負担軽減措置による森林経営意欲の創出を行うこと。
- 2 緑の雇用対策等、森林・林業担い手対策の拡充、森林施業の集約化、作業路網の整備・機械化の推進等による効率的・安定的な木材供給体制の確保、さらには木材のバイオマス利用の促進等による間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進により地域林業・木材産業の振興を強化すること。
- 3 水源林造成事業を含めた公的森林整備を計画的に推進するための組織体制の確保を行い、民間による森林整備が困難な地域での国による森林整備制度を創設すること。
- 4 国有林野事業については、国民共有の財産である国有林を適正に管理するとともに、公益的機能の一層の発揮を図るため、国による管理運営体制を堅持し、その管理運営を通じて地域における森林・林業担い手の育成を行い、地域活性化へ寄与すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月27日

議員提出議案第15号

後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書(否決)

2006年6月の医療制度改革関連法の成立により、この4月から、「後期高齢者医療制度」が実施されている。同制度は、75歳以上の高齢者と65歳以上75歳未満で一定の障害のある者を、他の保険から切

り離れた医療制度で、都道府県ごとにすべての市町村が加入し設置した広域連合が運営を行っている。

同制度については、高齢者に新たな負担や過重な負担が生じること、低所得者への配慮に欠けること、さらには、他の世代とは異なる診療報酬が導入されたため、医療内容が低下したり、受けられる医療が制限されかねない等、さまざまな問題点がある。同制度の実施が、高齢者の健康と暮らしに、重大な悪影響を及ぼすことは明らかである。また、市町村の財政的負担が多くなることも危惧されている。

よって、国においては、高齢者の窓口負担の引き上げや新たな保険料徴収に関する時限的な措置にとどまらず、同制度を廃止し、一たん、老人保健制度に戻すことを強く要請する。また、高齢者に過度な負担を求めることなく、いつでも、だれでも、どこでも、平等に医療が受けられる持続可能な医療制度とするよう抜本的な見直しを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月27日

議員提出議案第16号

「非核日本宣言」を求める意見書（否決）

2年後の2010年核不拡散条約（NPT）再検討会議に向けて、新たな準備が開始されている。核兵器のない世界を実現するために、国内外で大きな努力が求められている。

2000年5月、核保有国5カ国の政府は、「自国の核兵器の完全廃絶」を「明確な約束」として受け入れ、世界は核兵器廃絶の希望を持って新たな世紀を迎えた。しかし、それ以後8年を経た今も、「約束」実行の道筋はついていない。今なお世界には膨大な核兵器が維持・配備され、核使用を示唆する発言さえ繰り返されている。新世代の核兵器開発が行われる一方、北朝鮮の核実験に見られるように、拡散の危険も現実のものとなっている。

こうした状況を打開するために、日本政府にはヒロシマ・ナガサキを体験した国として、核兵器廃絶への努力を世界に呼びかけ、促進する強い義務がある。また、その努力を实らせるためには、「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則を遵守し、世界に範を示さなければならない。

よって、日本政府が、「核兵器廃絶の提唱・促進」と「非核三原則の遵守」を改めて国連総会や日本の国会などで内外に宣言し、非核日本宣言として各国政府に通知し、核兵器のない世界のための共同の努力を呼びかけるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月27日

議員提出議案第17号

「社会保障費抑制」路線の見直しを求める意見書（否決）

小泉内閣時代の「骨太方針2006」は、社会保障費の自然増を5年で1.1兆円、毎年2200億円削減することを決めた。この「社会保障費抑制」路線が推し進められた結果、国民にはさまざまな痛みが押しつけられ、強い怒りと不安の声が広がっている。

介護保険制度の改悪、障害者自立支援法の施行、年金保険料の毎年値上げなどに加え、自民党・公明党と政府は、生活保護を受けている高齢者や母子家庭の生活保護費さえ大幅に削減し、後期高齢者医

療制度まで強行した。

国民の怒りの大きさを反映して、閣僚や与党からも「(社会保障費抑制が)そろそろ限界にきている」などの発言が行われるまでになっている。

一方で、社会保障の財源を消費税増税に求める議論も強まっているが、消費税は逆進性が強く、庶民に重い負担を課す不公平な税制であり、社会保障の財源としては最もふさわしくない税金である。

「社会保障費抑制」路線による庶民への痛みの押しつけは、命にかかわる事態にまで達している。

よって、「社会保障費抑制」路線の見直しを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月27日

議員提出議案第18号

ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書(否決)

この間、トウモロコシ、大豆、小麦などの輸入穀物を原料とする食品の値上がりや、飼料穀物が思うように確保できない事態が生まれ、食糧自給率がカロリーで39%、穀物で27%という中で国民の中に大きな不安が広がっている。

米や穀物の価格高騰は、全世界に深刻な影響を及ぼし、国連のパン・ギムン国連事務総長は「かつては1日3食とれた家庭でも2食か1食に減らさざるをえなくなった」と、新たな飢餓の広がりに重大な懸念を示し、問題解決のための支援を呼びかけている。7月に北海道・洞爺湖で開催される「G8」(主要国首脳会議)でも、環境問題とあわせて食糧問題の解決が重要なテーマになる。

食糧価格の高騰の原因は、地球の気候変動による生産の不安定化、途上国の経済成長・人口増に伴う需要の急増、世界的なバイオ燃料ブームによるトウモロコシの爆発的な需要増、ヘッジファンドなど大量の投機資金が穀物市場に流れ込んで異常な高騰を引き起こしていることにある。

このように、原因が複合的で構造的であるだけに価格高騰の長期化は避けられず、今後、影響はさらに深まることが懸念されている。

現在、国民が食べることを望まないミニマムアクセス米が、毎年77万トンも輸入されている。政府は今年度、飼料用に70万トン振り向ける計画といわれている。この量は、米不足に苦しむフィリピンが緊急に手当てを必要とする米の量に匹敵するもので、人道上也許されるものではない。

また、日本が不必要なミニマムアクセス米の輸入を継続することは、国際的な価格の高騰に加担することにならざるを得ない。その一方で、国内では「生産過剰」が米価下落の原因であるとして、生産調整が拡大・強化されているのであり、矛盾は明らかである。

政府は、輸入があたかもWTO農業協定上の「義務」であるかのように言うが、本来、輸入は義務ではなく「輸入の機会を提供する」というものにすぎない(99年11月の政府答弁)。

国際的に米や穀物の供給が逼迫し、価格が高騰するという食糧事情の急変のもとで、従来の枠組みにとらわれることのない対応が求められている。

よって、下記の事項について実現を図ることを求める。

記

- 1 ミニマムアクセス米の輸入を一時中止し、制度の見直しをWTO交渉の場で強力に働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月27日

議員提出議案第19号

子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書（可決）

女性のがんである子宮頸がんの死亡率は高く、毎年約8000人が子宮頸がんと診断され、約2500人が亡くなっている。

子宮頸がんには、他のがんにはない特徴がある。1つは、発症年齢が低いということである。子宮頸がんの発症年齢層のピークは年々低年齢化しており、1978年ごろは50歳以降であったのに対し、1998年には30代になり、20代、30代の若い女性の子宮頸がんが急増している。

もう1つは、子宮頸がんの原因のほとんどが、ヒトパピローマウイルス（HPV）による感染であるということである。8割近くの女性が一生のうちにHPVに感染するものの感染した女性がすべて発症するわけではなく、持続感染により子宮頸がんが発症すると言われている。このHPV感染を予防するワクチンの研究開発が進み、2006年6月に米国を初め80カ国以上の国で承認されている。つまり、子宮頸がんは「予防可能ながん」ということになる。

しかし、まだ日本ではこの予防ワクチンが承認されておらず、我が国においても予防ワクチンへの期待は高まっている。

よって政府におかれては、子宮頸がんの予防・早期発見のための取り組みを推進するため、以下の項目について早急に実現するよう強く要望する。

記

- 1 子宮頸がん予防ワクチンの早期承認に向けた審査を進めること
- 2 女性の一生においてHPV感染の可能性が高いこと、また予防可能ながんであることをかんがみ、予防ワクチンが承認された後は、その推進を図るために接種への助成を行うこと
- 3 日本におけるワクチンの開発、製造、接種のあり方に関して、世界の動向等も考慮し検討を進め、必要な対応を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月27日

議員提出議案第20号

携帯電話リサイクルの推進を求める意見書（可決）

レアメタルを含む非鉄金属は我が国の産業競争力のかなめとも言われており、その安定確保は我が国の産業にとって重要な課題である。近年、国際価格の高騰や資源獲得競争の激化により、その確保に懸念が生じている。

貴重な鉱物資源をめぐるこのような状況を受け、資源エネルギー庁に設置された「資源戦略研究会」が平成18年に取りまとめた報告書「非鉄金属資源の安定供給確保に向けた戦略」では、使用済み製品に使われたレアメタルの再利用推進が重視されている。中でも普及台数が1億台を超えている携帯電話には、リチウム、希土類、インジウム、金、銀などが含まれており、これらを含んだ使用済みの携帯電話は他のレアメタルなどを含む使用済み製品とともに「都市鉱山」として、適切な処理と有用資源の

回収が期待されている。

しかし、使用済み携帯電話の回収実績は2000年の約1362万台をピークに減少傾向が続いており、2006年には約662万台に半減している。回収率向上のための課題として、携帯電話ユーザーへのリサイクル方法の情報提供、携帯電話のリサイクル活動を行うMRN（モバイル・リサイクル・ネットワーク）の認知度向上、ACアダプター等の充電器を標準化することによる省資源化などが指摘されているところである。

そこで、政府に対して、使用済みの携帯電話の適正な処理とレアメタル等の有用な資源の回収促進を図るため、下記の事項について早急な対策を講じるよう強く求める。

記

- 1 携帯電話の買いかえ・解約時においてユーザーに対して販売員からリサイクルの情報提供を行うことを定める等、携帯電話の回収促進のために必要な法整備を行うこと。
- 2 携帯電話ユーザーに対する啓発、携帯電話回収促進につながる企業・団体の取り組みを支援する施策を行うこと。
- 3 ACアダプター等充電器の標準化や取扱説明書の簡略化等による省資源化を実現すること。
- 4 レアメタルなどの高度なりサイクル技術の開発に加え、循環利用のための社会システムの確立を目指すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月27日

議員提出議案第21号

日本映画への字幕付与を求める意見書（可決）

現在、テレビ番組への字幕付与は、総務省（旧郵政省）の作成した指針や予算的な補助によって急速に普及し、字幕付与可能な番組のほぼ100%に字幕がつけられるという状況になった。

一方、国内で上映される映画のうち「洋画」についてはほとんど日本語の字幕がついているが、「邦画」の場合は特別なものを除いて日本語字幕がついていないのが現状である。聴覚障害者は字幕のない日本映画を楽しむことができない。

昨年、女優の菊地凛子さんがアカデミー賞助演女優賞にノミネートされたことで注目された映画「バベル」は、約400人の聴覚障害者がエキストラとして参加し、日本の若者も多数出演した。日本で公開される際、日本語場面だけ字幕がつけられていなかったため、聴覚障害者らが署名運動などで改善を要望、その結果、配給会社は公開する全映画館で日本語場面にも字幕を入れて上映した。

聴覚障害者が映画を楽しむためには、せりふだけでなく電話の呼び出し音、動物の声、車の警笛など画面にあらわれない音声情報の文字視覚化も望まれる。日本映画への字幕付与は、ユニバーサル社会を目指す「情報バリアフリー」の一環として必要不可欠である。

以上のことから、下記の項目について国は早急を実施するよう、強く要望する。

記

- 1 情報バリアフリー化のため、日本映画や日本語映像ソフトコンテンツへの字幕付与を義務づけること
- 2 だれにでも理解できる字幕付与が行えるよう一定の規格・規定を定めたガイドラインを策定すること

と

- 3 日本映画への字幕付与が進むよう、財政的支援措置を講じること
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月27日